

## 昭和54年度 収支決算

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	32,421	講師謝礼	25,000
学会補助費	50,000	総会会場費	10,000
部会費	53,000	幹事会費	22,250
総会参加費	10,800	関東地区会費	4,400
銀行利子	250	通信費	5,350
		雑費(コピー代・文具印)	5,890
		次年度繰越金	73,581
収入合計	146,471	支出合計	146,471
		差引残高	0

## 昭和55年度 予 算

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	73,581	講師謝礼 @ 25,000×2	50,000
学会本部より補助金	50,000	部会報印刷費	60,000
部会費 @ 2,000×55	110,000	幹事会費	25,000
雑収入	1,300	総会運営費(含会費)	10,000
		地区研究会費	30,000
		通信費	7,000
		印刷費	5,000
		雑費	5,000
		次年度繰越金	42,881
収入合計	234,881	支出合計	234,881
		差引残高	0

## 日本家政学会部会規程

(総 則)

第 1 条 家政学における専門分野の研究者の全国的な交流を深め学術的成果を高めるため、本学会に部会をおき〇〇部会と称す。

(構成員)

第 2 条 部会員は本学会の会員に限る。

ただし、非会員の協力者を含めて部会を構成することができる。

第 3 条 部会長は部会員の互選による。

第 4 条 部会の円滑な運営をはかるため、幹事・常任委員等をおくことができる。

(事 業)

第 5 条 部会の目的を達成するため次の諸事業を企画し、年度事業計画を会長宛提出する。

- (1) 部会研究会
- (2) 研究発表会 討論会・パネルディスカッション等
- (3) 講習会・ゼミナール等
- (4) 見学会・研修旅行等
- (5) 成果の印刷配布
- (6) その他必要と認める事業

(事業会計)

第 6 条 部会は事業を推進するに当り、会費・寄付金等を收受することができる。ただし、この場合、あらかじめ年度計画に事業会計の概要を記述すること。

(報 告)

第 7 条 部会長は別紙様式の〇〇部会原簿の所定事項を記入し、会長宛提出するとともに、記載事項に異動、変動ある場合は直ちに報告する。

第 8 条 部会長は毎年3月末日までに、当該年度の事業報告・会計報告を提出する。

第 9 条 部の新設または廃止は理事会が決定する。

付 則

1. 本規程は昭和53年5月13日より施行し昭和54年4月1日より適用する。
2. 本規程の改廃は理事会の議を経るものとする。